

平成 20 年 10 月末日

寝屋川市障害者長期計画推進委員会
委員長 北野誠一様

寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター
ネットワーク推進員 富田昌吾

- 第 2 期寝屋川市障害福祉計画策定にかかる

地域自立支援協議会の進め方について -

寝屋川市地域自立支援協議会(全体会)は、障害者自立支援法の理念にもとづき、寝屋川市の障害者児福祉のさまざまな課題の集約と解決方法の模索を含め、市内の障害者福祉にかかる関係者が集まり、昨年 3 月 28 日に発足、そして、第 2 回を 10 月 5 日に行い、今年度の 10 月 3 日に第 3 回を行ったところであります。第 1 期の障害福祉計画が今年度で終了することを考え、これまでの寝屋川市の地域自立支援協議会の取り組み状況と現在の課題を添付のようにまとめました。特に今後は 計画の推進委員会と地域自立支援協議会の関係について。部会およびワーキングの編成。課題解決のシステムをどのように構築するのか、が危急の課題になると思っております。

つきましては、現在、策定を協議されている第 2 期の障害者福祉計画への意見反映と推進委員会での協議をぜひよろしく願いたいします。

- 添付書類 -

寝屋川市地域自立支援協議会のこれまでにについて

寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター 〒572-0061 寝屋川市長栄寺町 5 - 1 TEL 072-838-4040 FAX 072-838-8032
--

寝屋川市地域自立支援協議会のこれまでにについて

ネットワーク推進員：富田昌吾

(寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター)

1. 地域自立支援協議会とは

平成 18 年 10 月。障害者自立支援法施行。この法の目玉の一つである。地域自立支援協議会の設置は相談支援事業の中の必須事業として位置づけられました。地域自立支援協議会の定義は「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」とされています。障害当事者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続的に行えるよう、官民一体となり協働できるシステムが自立支援協議会ということです。寝屋川市ではその目的を

「障害者及び障害児とその家族関係者(以下「障害者等」という。)の相談に応じ、必要な情報提供、サービス利用支援及び、権利侵害・虐待の早期発見・防止等の支援を行う寝屋川市相談支援事業を適切に実施していくために、寝屋川市地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークの構築、困難事例への適切な対応、相談支援事業の中立・公平性を確保等、障害者等の地域自立生活支援の推進に関する検討・協議を行うことを目的とする。」

としています。

2. 寝屋川市地域自立支援協議会の誕生

寝屋川市の地域自立支援協議会は、平成 19 年 3 月 28 日に第 1 回の全体会の開催によって誕生しました。

しかし、実はその数年前、三障害の生活支援センターの立ち上げや就業・生活支援準備センターの立ち上げなどによって、その礎は徐々に積み上げられてきていたと言えます。特に、就業・生活支援準備センターの立ち上げに伴ってできあがった「運営委員会」と「実務担当者会議」、そして、その翌年に大阪府の障害者生活支援センターパワーアップ事業によって立ち上がった「サービス調整会議」によって、市内の生活支援センターや通所施設、行政との連携が少しずつ構築しはじめられるようになりました。

平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行により、それまでの三障

害の生活支援センターが相談支援事業に変わることにもなって、国が提唱していたように、相談支援体制を促進するために、地域自立支援協議会を立ち上げることになりました。

3. 地域自立支援協議会の構築をめざして

障害者自立支援法の施行そのものが、バタバタの中で行われたため、相談支援体制や地域自立支援協議会、そして、第一期の障害福祉計画も突貫工事で作られた感じがあり、そのため第一期障害福祉計画の中に書かれている地域自立支援協議会の図もかなりおおざっぱなものです。

横に広がるネットワーク構築をめざして

では、具体的に寝屋川市の地域自立支援協議会はどのような仕組みをめざしているのでしょうか。

・地域自立支援協議会自体はネットワークですので、そのときそのときの状況によって柔軟にかえていくものだとおもいます。地域自立支援協議会の一定の完成系は第二期障害福祉計画の終了年(2011年)を目標としています。

・第一期障害福祉計画の策定期間中(2006～2008年)は

できるだけ既存のネットワークに置き換えられるものは置き換えていく。その可否について、第一期中に検討する。

大きな目標としては、ネットワークをできるだけ広げていき、課題の集約をできる仕組み作りを目標とする。

計画に反映する仕組みづくり。

全体会前にワークシートを配布し、全体会に参加している行政機関、各種団体、部会などから課題、意見をとりまとめる

相談支援事業(所)について障害福祉関係者によりよく知っていただく。

という3つの大きな目的を持っていました。

そして、

第二期の三年間にやらなければならない課題を整理する。

というのが、大きな次の目標です。

4. 地域自立支援協議会の取り組み(現状の評価)(冨田私案)

1) 部会の構成・構築について

第1期の障害福祉計画では、3つの部会が示されている。
現在、「就労支援部会」が設置済み。「地域生活支援部会」は、今年度中に立ち上げる予定。「地域活動支援部会」は予定なし。次期にいたっては、もう少し、弾力的かつ実務的に必要があれば、事務局と関係者が一体となりたちあげるくらいの柔軟性が必要か。また、重点課題をあげてもらいその部会を立ち上げる必要があるか。

2) 既存のネットワークの活用について

第1期の計画では、できるだけ、既存のネットワークを活用するということになっていた。しかし、必ずしも位置づけがはっきりしているわけではなかったり、部会やワーキングとの関係的には、重複したり、整理できていなかったりする。既存の団体や施設にも、部会やワーキングは入っていただいているわけなので、できるかぎりの活用と同時に、部会、ワーキングへの集約を行っていくべきであると考えている。

3) 全体会の役割について

今回が3回目になる地域自立支援協議会(全体会)ですが、まだまだ、地域自立支援協議会もその全体会もその役割が周知されていないように感じます。全体会の役割は、主には、課題の集約、相談支援事業の中立・公正的な実施のモニタリング機能と周知です。障害福祉計画策定のための協議を行う長期計画推進委員会との関係の整理はこれからになります。

4) 情報発信について

いろいろなところで、障害者自立支援法の重要なものとして、地域自立支援協議会があるということは認知されていますが、残念ながら、あまり知られていません。今後はたとえばホームページをつくるとか、周知の工夫が必要ではないかと思われる。部会の活動やワーキングの活動も一定以上周知されるべき。

5) 課題解決の仕組みのシステム化について

寝屋川市の地域自立支援協議会の現在の最大の課題は、吸い上げた課題を実行に移す仕組みがないことである。本来であれば、計画の進捗状況を推進委員会で論議してもらったことを受けて、その課題に優先順位をつけて、一年間でその課題を地域自立支援協議会で解決するという仕組みが必要なのだとおもいます。